

# 選挙だより

令和7年1月15日発行 土岐市選挙管理委員会

任期満了に伴う岐阜県知事選挙が行われます。  
大切な権利を無駄にしないよう、投票しましょう。

## 岐阜県知事選挙

投票日：令和7年1月26日（日）

投票時間：午前7時から午後8時まで

### 入場券について

- 入場券は1月9日以降に郵送しました。
- 入場券を「紛失した」、「届いていない」場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所受付でその旨申し出てください。

### この選挙で投票できる人

- ① 日本国民で選挙権を停止されていない方
- ② 投票日に満18歳以上の方【平成19年1月27日以前に生まれた方】
- ③ 令和7年1月8日時点で引き続き3か月以上土岐市に住んでいて、選挙人名簿に登録されている方

※令和6年10月9日以降に岐阜県内の他市町村から転入された方で、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できます。

この場合、「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明」の提示又は「引き続き岐阜県内に住所を有すること」の確認が必要です。前もって土岐市又は前住所地で証明の交付（交付期間1月10日から1月26日）を受けておくか、投票所で前住所の確認の申出をしてください。

※令和6年12月12日以降に市内で転居された方は、前住所地の投票所で投票してください。

### 期日前投票ができます（積極的にご利用ください）

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、下記のとおり期日前投票ができます。

場所	土岐市役所 1階多目的スペース	西部支所	駄知支所
投票 できる方	土岐市全域	下石・妻木・鶴里 地区のみ	駄知・曾木 地区のみ
期間	1月10日（金）～25日（土）	1月20日（月）～25日（土）	
時間	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後5時	

※土岐市役所と支所では、投票できる期間、時間が違います。

※期日前投票をする場合、「宣誓書」に記入が必要です。期日前投票所に備え付けていますが、入場券が届いた後は、入場券の「宣誓書」を記入してからお出かけいただくと受付がスムーズです。

## 身体の不自由な方は自宅で郵便投票ができます

下の表に該当する障がい者の方は、土岐市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けて、自宅で投票することができます。なお、郵便投票をする方は、投票日の4日前まで（必着）に土岐市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。

種類	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険証	要介護者	要介護5

上記郵便投票該当者で代理記載制度に該当する障がい

身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症まで

## 選挙公報を配布します

選挙公報は、各選挙期間中（今回の知事選は1月16日以降）に新聞折り込み、または郵便受け等への投函により配布します。

近年の選挙において選挙公報が届かなかった世帯の方で配布を希望される方は、世帯主の方宛に郵送しますので、事前に土岐市選挙管理委員会までお申し込みください（選挙公報は、土岐市HPでご覧いただけます。市役所及び各支所にもあります。）。

## 投票区及び投票所の変更について

投票区の統合により下記の地区の方は、令和6年4月1日から投票所が変更されています。

下石町	変更対象地区（自治会区域）	変更後の投票所
	「阿庄上」「阿庄下」「石拾」	下石公民館

※以前から投票所が下石公民館・山神公民館の地区の方は、変更ありません。

泉町久尻	変更対象地区（自治会区域）	変更後の投票所
	「大坪町1」「寺下町1」「寺下町2」	泉西公民館
	「大坪町2」	泉公民館
	「郷町」「岩畑町」	土岐市保健福祉センター すこやか館

※以前から投票所が旧土岐市文化会館以外の地区の方は、変更ありません。

# 土岐市選挙管理委員会

TEL 54-1111 内線524